

答 申 第 48 号
令和 4 年 3 月 29 日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和 3 年 8 月 17 日付け R3 教学相第 327 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 57 号

- (1) 「実施機関は、平成 31 年 3 月 11 日付『個人情報開示決定通知書』H30 教学相第 720 号において、請求番号 72 番について、『副申書の学校控』の開示をしている。しかし、この開示は、ほんの一部文書開示に過ぎない。当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ（体罰）に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書(資料)』の開示を求めているのである。例えば、副申書の中で、『学校の配慮に欠ける対応等により、2 年生での欠席が多く見られた』との記述があるが、『学校の配慮に欠ける対応等』に係る、『具体的な事情聴取結果記録』や『詳細な調査結果記録』等々、「当方では、『平成〇年〇月の年賀状送付』に係る、『撮影日時(実習生が写っているのが〇月であったことは推測される)』、『そもそも、なぜ〇〇が写っていない写真をポストカードに選び、年賀状として送付したのか』、『配慮に欠けた対応等を行ったその理由』、『配慮に欠けた対応等を行った際に、教員がどのような気持ちで配慮に欠けた対応等を行ったのか及びその心理状態』等々について、平成〇年度より問い合わせを重ねている。上記について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会において、『事情聴取』及び『詳細な調査』等が行われ、その結果が記録されていることは社会通念に照らして考えてみても判断(解釈)できることである。学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書」及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「実施機関は、平成 31 年 3 月 11 日付『個人情報開示決定通知書』H30 教学相第 720 号に

において、請求番号 72 番について、『副申書の学校控』の開示をしている。しかし、この開示は、ほんの一部文書開示に過ぎない。当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ（体罰）に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書（資料）』の開示を求めているのである。例えば、副申書の中で、『学校の配慮に欠ける対応等により、2年生での欠席が多く見られた』との記述があるが、『学校の配慮に欠ける対応等』に係る、『具体的な事情聴取結果記録』や『詳細な調査結果記録』等々、「当方では、『平成〇年〇月の学級だより』に係る、『〇〇〇〇を除く、その他クラスメイト全員生徒の名字と名前の記載があり、明らかに〇〇〇〇の名字と名前だけを削除している態様が伺われるが、どうしてこのような言動を取ったのか、その理由』、『配慮に欠けた対応等を行ったその理由』、『配慮に欠けた対応等を行った際に、教員がどのような気持ちで配慮に欠けた対応等を行ったのか及びその心理状態』等々について、平成〇年度より問い合わせを重ねている。上記について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会において、『事情聴取』及び『詳細な調査』等が行われ、その結果が記録されていることは社会通念に照らして考えてみても判断（解釈）できることである。学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書』及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 「実施機関は、平成 31 年 3 月 11 日付『個人情報開示決定通知書』H30 教学相第 720 号において、請求番号 72 番について、『副申書の学校控』の開示をしている。しかし、この開示は、ほんの一部文書開示に過ぎない。当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ（体罰）に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書（資料）』の開示を求めているのである。例えば、副申書の中で、『学校の配慮に欠ける対応等により、2年生での欠席が多く見られた』との記述があるが、『学校の配慮に欠ける対応等』に係る、『具体的な事情聴取結果記録』や『詳細な調査結果記録』等々、「担任が道徳の授業中、他生徒から学級の仲間である〇〇の対応を求められた際、『〇〇分は除いて良い』（省いて良い・仲間外れにして良い）等と指示をした件や、担任によるいじめ（体罰）及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、噂となり吹聴いじめが発生したこと等については、平成〇年〇月〇日、担任が『今動揺していて答えられない』旨と答えたため、この事案について保留となり、今後の調査案件となった。従って、この件に関する謝罪等は保留のままである。また、『不適切な対応（行為）を取ったその理由』や『不適切な対応（行為）を行った際に、担任がどのような気持ちでいたのか及びその心理状態』等、事情聴取調査結果等の説明も未だに済んでいない。上記について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会において、担任に対する『事情聴取』及び『詳細な調査』等が行われ、その結果が記録されていることは社会通念に照らして考えてみても判断（解釈）できることである。学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書』及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(3)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 4 月 10 日付け個人情報非開示決定、（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「実施機関は、平成 31 年 3 月 11 日付『個人情報開示決定通知書』H30 教学相第 720 号において、請求番号 72 番について、『副申書の学校控』の開示をしている。しかし、この開示は、ほんの一部文書開示に過ぎない。当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ（体罰）に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書（資料）』の開示を求めているのである。例えば、副申書の中で、『学校の配慮に欠ける対応等により、2 年生での欠席が多く見られた』との記述があるが、『学校の配慮に欠ける対応等』に係る、『具体的な事情聴取結果記録』や『詳細な調査結果記録』等々、「当方では、『平成〇年〇月の年賀状送付』に係る、『撮影日時(実習生が写っているので〇月であったことは推測される)』、『そもそも、なぜ〇〇が写っていない写真をポストカードに選び、年賀状として送付したのか』、『配慮に欠けた対応等を行ったその理由』、『配慮に欠けた対応等を行った際に、教員がどのような気持ちで配慮に欠けた対応等を行ったのか及びその心理状態』等々について、平成〇年度より問い合わせを重ねている。上記について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会において、『事情聴取』及び『詳細な調査』等が行われ、その結果が記録されていることは社会通念に照らして考えてみても判断(解釈)できることである。学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書』及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」
- (2) 「実施機関は、平成 31 年 3 月 11 日付『個人情報開示決定通知書』H30 教学相第 720 号において、請求番号 72 番について、『副申書の学校控』の開示をしている。しかし、この開示は、ほんの一部文書開示に過ぎない。当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ（体罰）に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書（資料）』の開示を求めているのである。例えば、副申書の中で、『学校の配慮に欠ける対応等により、2 年生での欠席が多く見られた』との記述があるが、『学校の配慮に欠ける対応等』に係る、『具体的な事情聴取結果記録』や『詳細な調査結果記録』等々、「当方では、

『平成〇年〇月の学級だより』に係る、『〇〇〇〇を除く、その他クラスメイト全員生徒の名字と名前の記載があり、明らかに〇〇〇〇の名字と名前だけを削除している態様が伺われるが、どうしてこのような言動を取ったのか、その理由』、『配慮に欠けた対応等を行ったその理由』、『配慮に欠けた対応等を行った際に、教員がどのような気持ちで配慮に欠けた対応等を行ったのか及びその心理状態』等々について、平成〇年度より問い合わせを重ねている。上記について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会において、『事情聴取』及び『詳細な調査』等が行われ、その結果が記録されていることは社会通念に照らして考えてみても判断(解釈)できることである。学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書』及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

- (3) 「実施機関は、平成 31 年 3 月 11 日付『個人情報開示決定通知書』H30 教学相第 720 号において、請求番号 72 番について、『副申書の学校控』の開示をしている。しかし、この開示は、ほんの一部文書開示に過ぎない。当方では、学校が副申書作成の際、参考とした『教員によるいじめ(体罰)に関する基礎資料』や『下書き時に参考とした事情聴取文書(資料)』の開示を求めているのである。例えば、副申書の中で、『学校の配慮に欠ける対応等により、2年生での欠席が多く見られた』との記述があるが、『学校の配慮に欠ける対応等』に係る、『具体的な事情聴取結果記録』や『詳細な調査結果記録』等々、「担任が道徳の授業中、他生徒から学級の仲間である〇〇の対応を求められた際、『〇〇分は除いて良い』(省いて良い・仲間外れにして良い)等と指示をした件や、担任によるいじめ(体罰)及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、噂となり吹聴いじめが発生したこと等については、平成〇年〇月〇日、担任が『今動揺していて答えられない』旨と答えたため、この事案について保留となり、今後の調査案件となった。従って、この件に関する謝罪等は保留のままである。また、『不適切な対応(行為)を取ったその理由』や『不適切な対応(行為)を行った際に、担任がどのような気持ちでいたのか及びその心理状態』等、事情聴取調査結果等の説明も未だに済んでいない。上記について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会において、担任に対する『事情聴取』及び『詳細な調査』等が行われ、その結果が記録されていることは社会通念に照らして考えてみても判断(解釈)できることである。学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した、上記に係る文書』及び「既に回答がされている副申書の学校控や、平成〇年〇月〇日付教育長回答書以外のもので『その後の聴取結果』や『その後の調査結果』等について、学校、仙台市及び仙台市教育委員会が作成した文書」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 学校側が請求人に係る副申書を作成していることから、副申書に記載されている「学校の

配慮に欠ける対応等」についての、「具体的な事情聴取結果」や「詳細な調査結果」を記録に残していることは、社会通念に照らし合わせてみても当然である。

- (2) 請求人は「配慮に欠けた対応」等によって2年生に進級後の欠席が多くなり、校長はこのことを認識したうえで副申書に記載しているため、「配慮に欠けた対応」についての「具体的な事情聴取結果」や「詳細な調査結果」を記録に残していることは、社会通念に照らし合わせてみても当然である。
- (3) 請求人の父は担任教諭が「なぜ請求人が写っていない写真をポストカードに選び、年賀状として送付したのか」、「配慮に欠けた対応等を行った理由」や「教員がどのような気持ちで配慮に欠けた対応等を行ったのか及びその心理状態」等々について、再三問い合わせを行っており、学校側が担任教諭に対して事情聴取等を行い、このことについて「聞き取り調査記録」等の記録を残すことは当然である。
- (4) 担任教諭によるいじめ及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、噂となり吹聴いじめが発生したことについては「副申書の学校控」にも記載がないことであり、このことについて請求人の父が再三問合せを行ってきたのだから、「具体的な事情聴取結果」や「詳細な調査結果」を記録に残していることは当然である。また、担任教諭の不適切な行為は指導要録に全く記載がされていないので、基礎資料が他に存在するはずである。
- (5) 本件はいじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」として取り扱うべき事案であり、また、「懲戒規定に該当の案件」であるため、実施機関が「聞き取り調査記録」等の記録を残すことは当然である。また、職員会議、ケース支援会議、いじめ指導会議等の場において〇〇中学校の職員間で共有され、記録も残されているはずである。
- (6) 請求人が開示請求した文書は条例上の非開示情報には該当しないので当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

(1) 副申書作成の際参考とした基礎資料について

請求人が中学3年生のとき、当時在籍した〇〇中学校は、請求人が進学を希望する高校に対し、副申書を作成して当該高校に提出した。

一般的に、学校推薦の副申書は、生徒及び保護者との面談並びにそれまでの指導要録に基づき担任教諭が原案を作成し、3年生の担任及び学年主任が出席する進路指導委員会でその内容について協議をしたうえで、校長及び教頭の承認を得て確定するものである。請求人の副申書も同様の手続を踏まえたうえで作成されており、指導要録以外に参考にした資料は存在しない。

なお、副申書は、この請求を受ける前に行われた請求人からの請求に基づき、学校控として保存していた文書を既に請求人に対して開示している（開示資料番号99）。また、請求人の指導要録についても、この請求を受ける前に行われた請求人からの請求に基づき、既に請求人に対して開示している（開示資料番号4及び5）。

- (2) 副申書に記載のある「学校の配慮に欠ける対応等」に係る、「具体的な事情聴取結果記録」や「詳細な調査結果記録」等の資料について

平成〇年〇月に担任教諭がクラスの生徒に請求人の写っていない学級写真を使用した年賀状を送った事案、同年〇月〇日の道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行った際、別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭が、請求人の分は除いてよいと話した事案及び当該授業で生徒が作成したメッセージの一部を同月〇日付けで発行した学級通信に掲載・配布した際、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものが掲載されなかった事案については、実施機関は、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号80）、「平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書」（開示資料番号6）、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）及び「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）のとおり、請求人の父からの訴えを受け聴き取り調査を行ったうえで、その結果を記録した文書を作成し、また、その内容を請求人の父に対し回答している。

上記の聴き取り調査により、当該事案について、経緯や既に謝罪が済んでいたことを確認しており、また、その後請求人の父から繰り返し行われた申立において、再調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、これ以降、当該事案に係る聴き取り調査等は実施していない。したがって、上記の4通の文書以外に調査記録等は作成しておらず、不存在である。なお、これら4通の文書については、本請求を受ける前に行われた請求人からの請求に基づき、既に請求人に対して開示している。

担任教諭によるいじめ及びいじめを助長する行為等が繰り返された結果、生徒らの間で噂になり吹聴いじめが発生したと請求人が主張する事案については、上記の調査においてもその事実が確認できず、また、請求人の在学時に訴えもなかったことから、実施機関は、担任教諭による不適切な指導によって請求人が主張するような吹聴いじめが発生したという事実はないと認識している。よって、当該事案に係る聴き取り調査等は実施しておらず、調査記録等は作成していない。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていなかった。
- (2) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、請求人の分は除いてよいと話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級通信にまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。
- (3) 請求人の父及び母は、平成〇年〇月〇日付けで仙台市教育長、教育相談課長及び〇〇中学

校長に対し、平成〇年〇月当時の請求人の担任教諭の発言等について事実関係の調査及び謝罪等を求める「通知書」を提出した。これを受け、〇〇中学校では校長が担任教諭から事情聴取するなどしたうえで、請求人の父の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）を作成し、実施機関に報告を行った。実施機関では、この報告を基に平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書（開示資料番号 6）を作成し、これにより請求人の父及び母に対し回答を行った。

- (4) 請求人の高校受験に当たり、〇〇中学校では同年〇月〇日付け「副申書」（開示資料番号 99）を作成し、志望先の高等学校へ提出した。副申書には、「体調不良や学校の配慮に欠ける対応等により、2年生での欠席が多く見られた」と記載した。
- (5) 請求人の父及び母は、平成〇年〇月〇日付けで請求人の心身の不調について独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度に係る給付手続等を求める文書を提出した。これを受け、〇〇中学校では請求人からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成したうえで、請求人から別途提出された平成〇年〇月〇日付けの調査と処分を求める文書及び平成〇年〇月〇日付けの謝罪を求める文書に対するものと併せて、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）により請求人の父及び母に対し回答を行った。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らしても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求を受け令和 3 年 10 月 1 日に見分調査を行った。また、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程においても見分調査を行っている。これらの調査は、いずれも請求人及び請求人の兄並びにその父母への対応に係る記録を対象としており、二回の調査によって、教職員課執務室に保管されている全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に係る全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審

査請求に係る，当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で，請求人への対応に係る全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として，請求人に対し既に別途開示された文書以外には，本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 57 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 8. 17	・ 諮問を受けた
令和 3. 8. 23	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
3. 8. 24 (令和3年度第4回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
3. 8. 29 ～ 3. 9. 8	・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 8. 30	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 10. 28 (令和3年度第6回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 12. 24 (令和3年度第8回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った